

## 東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、東京造形大学大学院（以下「本大学院」という。）の大学院特別任用教育職員（以下、「大学院特任教員」という。）について必要な事項を定める。

### (要件)

第 2 条 大学院特任教員の要件については、「東京造形大学 大学院造形研究科所属教員の資格基準に関する細則」を準用する。

2 前項に加えて、特別に定める場合を除き、本学園の就業規則及び職員任免規程等を準用する。

### (任用の期間及び期限)

第 3 条 任用の期間は1年以内とする。

2 任用の継続は10年間を限度とし、2年を超えて任用する場合は、改めて本規程の定める採用手続きを行う。

3 前項の規定に関わらず、任用の期限は、満70歳の年度末までとする。

### (採用計画)

第 4 条 本大学院の教育並びに研究の発展充実をはかるため、本大学院内の事情に照らし、一定の期間、有為な人材を採用する。

2 大学院特任教員の採用計画については、学長が、本大学院の教育・研究計画に基づき、大学教員人事政策検討委員会及び、研究科運営会議並びに研究科委員会の意見を聴いて、作成する。

### (理事長との協議)

第 5 条 学長は、前条の大学院特任教員採用計画について、理事長と協議する。

### (採用候補者の決定)

第 6 条 研究科長は、大学院特任教員採用計画を研究科委員会に諮り、採用候補者を決定する。

### (採用候補者の具申)

第 7 条 学長は、前条により決定した大学院特任教員採用候補者につき、理事長に具申する。

(任用)

第 8 条 理事長は、前条による学長からの具申を受けて、大学院特任教員の採用を決定し、任用する。

(細則)

第 9 条 この規程の運用について必要な事項は、別に定める。

(所管)

第 10 条 大学院特任教員の採用手続きに関する事務は、教務課が所管する。

2 大学院特任教員の雇用契約に関する事務は、経営企画課が所管する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成25年2月18日から制定・施行する。
- 2 この規程は、「東京造形大学 大学院特別任用教育職員採用手続きに関する規程」及び「東京造形大学 大学院特別任用教育職員の任用等に関する規程」に基づき、平成26年4月1日から制定・施行する。これに伴い、「東京造形大学 大学院特別任用教育職員採用手続きに関する規程」及び「東京造形大学 大学院特別任用教育職員の任用等に関する規程」は、平成26年3月31日を以て廃止する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成31年4月1日から改正・施行する。